

令和8年10月23日

組合員・賛助会員の皆様へ

北海道税理士協同組合

【小規模企業共済】・【中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)】
令和9年1月から「現金」での掛金納付ができなくなります

向寒の砌 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、本組合の各種事業に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本組合が独立行政法人中小企業基盤整備機構〔中小機構〕の委託（復託）団体として、加入促進及び事務手続きを行っております【小規模企業共済】及び【経営セーフティ共済】に関しまして、中小機構において改正が行われます。

なお、主な改正内容は次のとおりとなります。

改正内容	【小規模企業共済】及び【経営セーフティ共済】の掛金納付について、 令和8年12月末をもって「現金による取扱いを終了」し、 令和9年1月1日(金)からは「 <u>預金口座振替のみ</u> 」となります。
------	--

令和9年1月以降の【小規模企業共済】新規加入申込み・増額時の掛金納付について

新規加入・増額時：掛金納付はいずれも「預金口座振替のみ」となります。

口座振替による新規加入・増額の場合、初回の引落しは申込月の翌々月の18日(休日の場合は翌営業日)となります。

令和9年1月以降の【経営セーフティ共済】新規加入について

口座振替による新規加入(掛金納付)の場合、初回の引落しは申込月の翌々月の27日(休日の場合は翌営業日)となります。**令和9年1月以降**に加入を希望される場合は、**口座振替(納付)月の2ヶ月前の20日まで**に本組合へ申込書をご提出くださいますようお願いいたします。

☆ 特に「法人」の場合、決算月及びその前月の加入申込みは、当期の損金算入ができませんのでご注意ください。

スケジュール例：令和9年1月末日決算のお客様の場合

①口座振替の場合

令和8年11月20日(金)までに
申込書を提出(11月加入)



令和9年1月27日(水)
掛金引落し
(初回の口座振替は申込月の翌々月となるため)

または

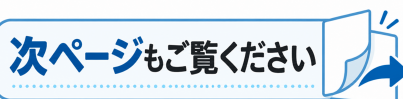
②現金納付の場合

令和8年12月15日(火)までに
申込書を提出(12月加入)



令和8年12月29日(火)までに
振込で掛金納付

※ 各手続きのスケジュール等詳細は、本組合宛(TEL 011-643-1335)お問合せください。



令和9年2月分の
口座振替は、
3月1日(月)です。



【経営セーフティ共済】

令和9年2月の新規申込み・掛金前納申込みについて

令和9年2月27日(土)が金融機関の休業日にあたるため、経営セーフティ共済の掛金の引落日は、翌営業日の**令和9年3月1日(月)**となります。

このため、2月決算法人のご契約者様や新規の加入を検討されているお客様は、掛金の振替が3月1日(月)となり、2月中の納付ができませんので以下のとおりご対応ください。

新規加入

○現金振込みを希望の場合は、

「令和8年12月」に申込手続きをしてください。

○口座振替の場合は、**「令和8年11月」**に申込手続きをすると、
令和9年1月27日(水)に口座引落日となります。

契約者の 前納申込み

○1ヶ月前倒しで**「令和9年1月」(令和8年12月18日(金)締切)**に
前納手続きをしてください。

令和9年1月27日(水)に口座引落日となります。

※ 現在、令和9年1月まで納付済の場合でも手続き可能です。

※令和9年3月1日(月)に口座引落日により納付した場合の損金算入時期等、税務上の取扱いについては、契約者の管轄税務署へご確認くださいませようお願いいたします。

※ 各手続きのスケジュール等詳細は、本組合宛(TEL 011-643-1335)お問合せください。